

国立公園管理計画作成要領

第1 目的

国立公園管理計画（以下「管理計画」という。）は、地域の実情に即した国立公園管理業務の一層の徹底を図り、国立公園の適正な保護及び利用の推進を図ることを目的として作成するものとする。

第2 管理計画の作成地域

管理計画は、国立公園ごと又は当該公園の地理的区分としての地域ごとに作成するものとするが、風致景観の特性、管理業務上の特性により国立公園を複数の地区（以下「管理計画区」という。）に区分した上、作成し得るものとする。

第3 管理計画の作成手続

- 1 管理計画は、地方環境事務所長（釧路自然環境事務所長、長野自然環境事務所長及び那覇自然環境事務所長を含む。以下同じ。）が、関係する都道府県及び市町村の意見を聴いて作成する（変更する場合を含む。以下同じ。）ものとする。
- 2 地方環境事務所長は管理計画案の作成に当たっては、地域住民等地元関係者の意見を十分に聴取するよう努めるほか、行政手続法第6章の規定による意見公募手続により広く一般から意見を募集するものとする。
ただし、第4の(5)に掲げる事項に関係しない軽微な変更等であって、地域住民等地元関係者の意見聴取や一般からの意見公募の手続の必要がないと地方環境事務所長が判断した場合はこれらを省略できる。
- 3 管理計画に記載する事項のうち、第4の(5)に掲げる事項の作成に当たっては、法定受託事務実施都県の下承を得るものとする。
- 4 地方環境事務所長は、管理計画に記載する事項のうち第4の(2)及び(5)に掲げる事項の案について、あらかじめ自然環境局長と協議しなければならない。自然環境局長は、地方環境事務所長から案の協議を受けたときには、原則として3か月以内に同意の可否について回答するものとする。
- 5 地方環境事務所長は、管理計画の作成に当たっては、必要に応

じ第4の(2)及び(5)に掲げる事項以外の事項についても、自然環境局長の意見を聴くことができる。

第4 管理計画の内容

管理計画においては、原則として次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 国立公園又は管理計画区の概況
- (2) 管理の基本方針
- (3) 風致景観及び自然環境の保全に関する事項
- (4) 適正な公園利用の推進に関する事項
- (5) 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項
- (6) その他第1の目的を達成するために必要な事項

なお、第3の4の協議による同意を得て地方環境事務所長が管理計画を定めた場合、(2)及び(5)に掲げる事項についても、環境大臣の権限の行使に関し準用する。

第5 管理計画検討会の設置

- 1 管理計画の作成（管理計画に係る特定事項の検討を含む。）に当たっては、地方環境事務所長は、必要に応じ自然環境の保全等に関し学識のある者による国立公園管理計画検討会（以下「検討会」という。）を開催することができる。
- 2 検討会には、地元関係行政機関及び地元代表者を参加させることができる。

第6 管理計画連絡会議の開催

- 1 管理計画の作成に当たっては、必要に応じその促進と調整を図るため自然環境局国立公園課及び地方環境事務所（釧路自然環境事務所、長野自然環境事務所及び那覇自然環境事務所を含む。）による国立公園管理計画連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催することができる。
- 2 連絡会議には、各検討会の検討員を出席させることができる。

第7 管理計画作成国立公園の指定

地方環境事務所長は、自然環境局長の意見を聴いて、毎年度当初、当該年度において管理計画を作成する国立公園を定めるものとする。

管理計画の変更は、公園計画の見直しの機会に実施することを基本

とするが、部分的な変更については、必要に応じて随時実施することができる。

第8 報告

地方環境事務所長は、管理計画の作成状況について当該年度末までに自然環境局長に報告するものとする。

第9 公表

地方環境事務所長は、管理計画を作成したときには管理計画書として取りまとめ、これを公表するものとする。

国立公園管理計画作成手順

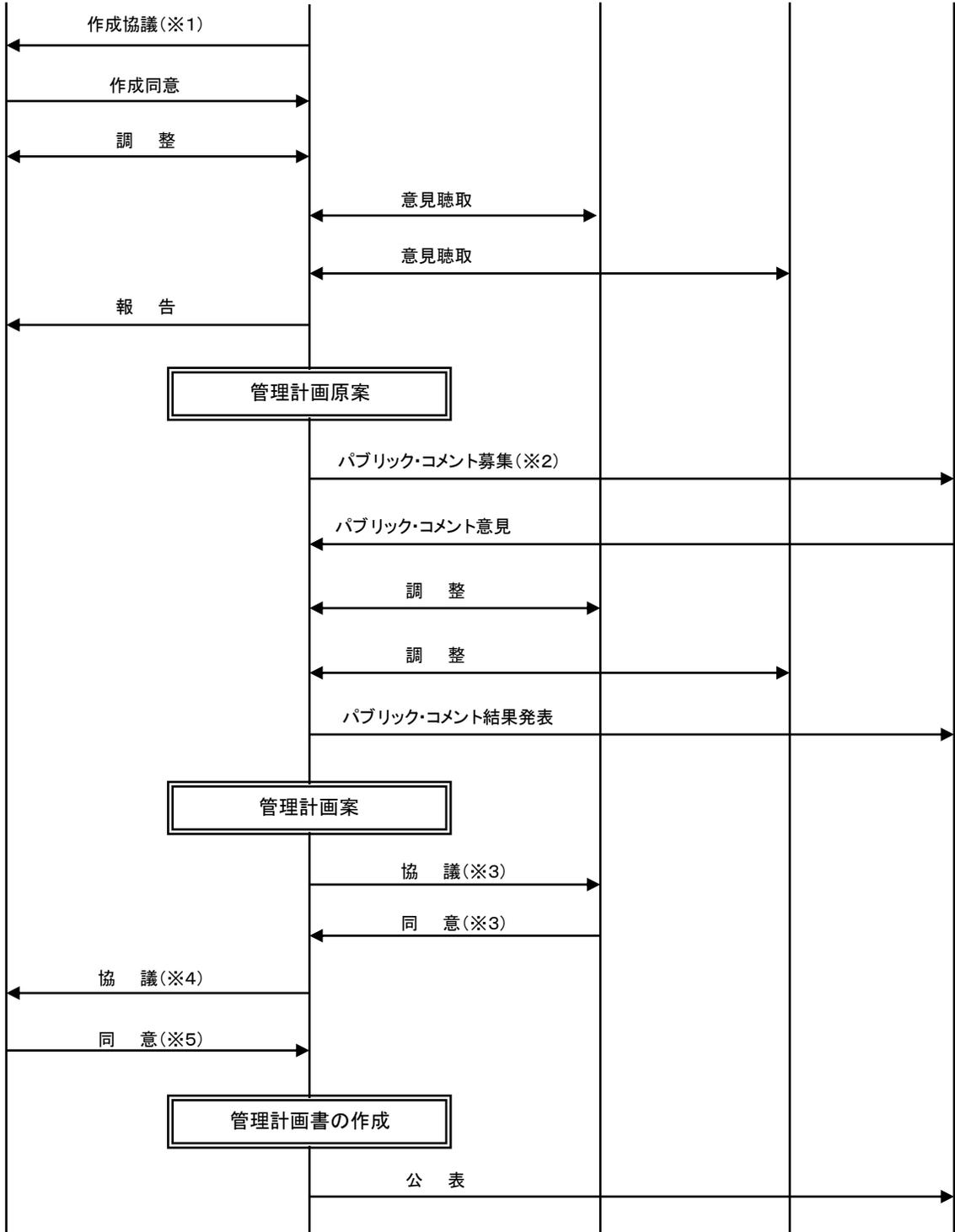
環境省本省

地方環境事務所

地方公共団体
(都道府県・市町村)

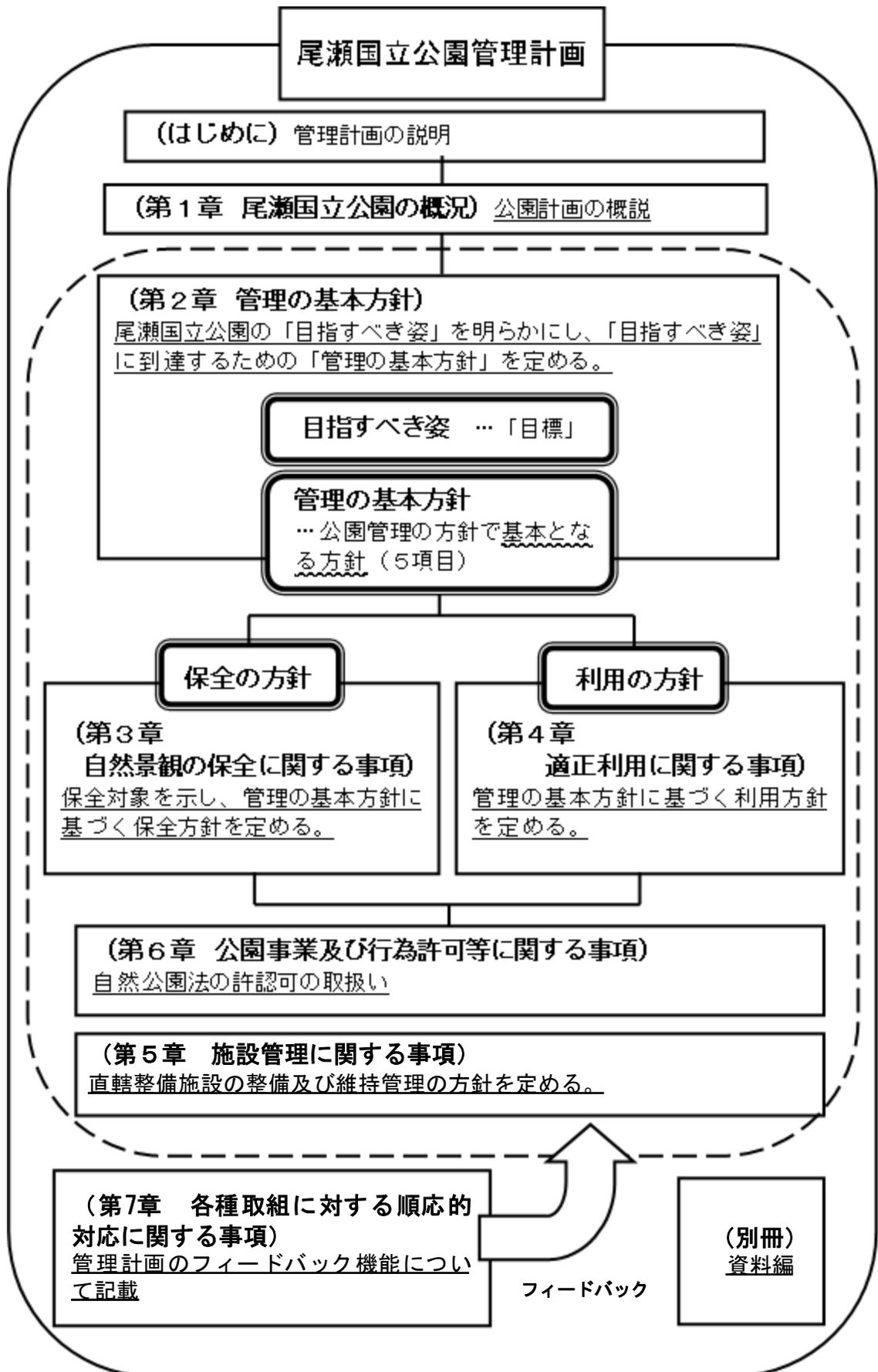
国の出先機関

国民



- ※1 軽微な管理計画の変更については、自然環境局長の作成同意を受けずとも、所長の判断により行うことができる
- ※2 軽微な改定や4の(5)に掲げる事項に関係しない変更等であって、地域住民等地元関係者の意見聴取やパブリック・コメントによる意見募集の必要がないと地方環境事務所長が判断した場合、省略できる
- ※3 第4の(5)に掲げる事項の作成に当たり、法定受託事務実施都県の場合
- ※4 管理計画書に記載する事項のうち、第4の(2)及び(5)に掲げる事項について行う
- ※5 原則3ヶ月以内

尾瀬国立公園の管理計画（案）



尾瀬国立公園の管理計画（案）

- 環境省関東地方環境事務所が尾瀬国立公園をどのように管理すべきかを明確化したもの。
- 尾瀬国立公園管理計画検討会において関係者・学識経験者とともに検討を行い、原案を策定。今後、パブリックコメントの後、地方環境事務所長により決定される。

尾瀬管理計画（案）のポイントとなる項目

1. 管理の基本方針

(1) 尾瀬国立公園が目指すべき姿

- ◎ 利用者に感動を与える美しい自然景観であり、山地湿原特有の同植物や貴重な高山植物、ブナの原生林等の質の高い自然環境から構成される雄大な湿原景観が、将来にわたり維持されている。
- ◎ 自然景観の保全を基本とした利用が今後も推進され、環境学習の場としての利用、山麓における自然とのふれあい活動の場としての利用等、風景鑑賞のみにとどまらない体験・学習型の利用が充実している

(2) 尾瀬国立公園の管理の基本方針（「目指すべき姿」に到達するための「管理の基本方針」）

① 自然景観の保全

尾瀬ヶ原及び尾瀬沼の開放的な景観と・・・(略)・・・等様々な優れた自然景観を有しており、これらの自然景観を目的に訪れる利用者も多い。そのため、展望地や利用動線からの眺望の確保、植生復元対策の実施等、保全対象となる自然景観を適正に保全し、利用者に感動を与える美しい自然景観を維持していく。また、保全に関する各施策については、モニタリング及びフィードバックを行うことで順応的管理を行っていく。

② 自然環境の保全

③ 快適かつ適正な利用の推進

④ 幅広い利用の促進

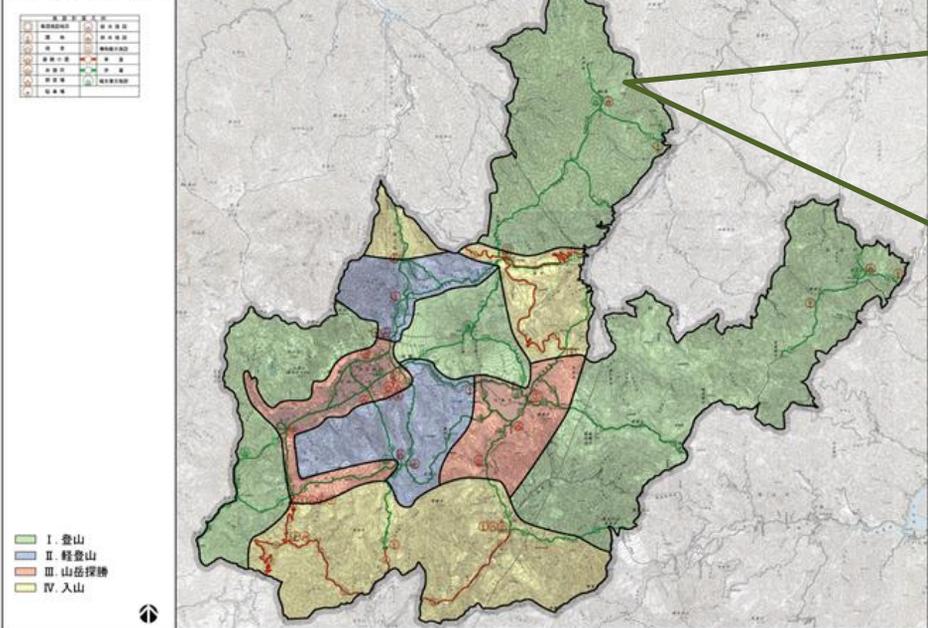
本公園の利用形態は、尾瀬ヶ原、尾瀬沼の自然探勝やその周辺山岳地の登山が主であるが、ビジターやガイド等の関係者と協力し、貴重な自然生態系を学ぶことができる機会を充実させていく。また、本公園は「日本の自然保護運動の発祥の地」と言われており、植生復元や木道敷設等の自然保護に関する取組が先駆的に実施されてきていることから、より自然への理解を深め自然環境保全に対する意識啓発の場としての活用の推進していく等、風景鑑賞のみにとどまらない本公園の新たな利用形態を検討し、幅広い利用の促進を図る。

⑤ 継続的なモニタリングの実施及び情報収集、発信の充実

2. 適正な公園利用の推進に関する事項

管理の基本方針に基づく施策を実施するため、利用形態等に応じエリア区分を行い（利用のゾーニング）、エリア毎に利用方針、維持管理及び整備方針を定めた。

図2 利用のゾーニング



登山エリア（例）

※一部のみ抜粋

①利用資源

- ここでしか見ることができない原生的・特徴的な自然景観。
- 避難小屋、入山口の駐車場。

②利用方針

- 登山者でしか体験できない質の高い自然探勝を推進していくために、パンフレットによる知識習得レベルから、自然解説のガイドを活用した認識レベルまでの利用を推進する。
- 安全対策の徹底を周知する。

③施設の維持管理及び整備方針

- 優れた自然を満喫することができるように過剰な整備は避け、原則として現状の規模及び位置を維持する。

3. 直轄施設の整備と管理に関する事項

直轄施設の整備及び維持管理の方針を定めた上で、既に整備をしている公園施設や今後整備することが計画されている公園施設を詳細に明確化。